

蒲郡市観光まちづくりビジョン改訂委託業務仕様書

1 委託業務名

蒲郡市観光まちづくりビジョン改訂委託業務

2 目的

令和7年度末で実践期間が満了する改訂・蒲郡市観光まちづくりビジョンのこれまで取り組みの成果を整理し振り返るとともに、観光地としてのしつらえを整え、変化する観光業界を取り巻く状況及び蒲郡市の観光に対応した蒲郡市観光まちづくりビジョンに改訂することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 契約上限金額

6,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 業務の内容

各業務の内容は下記の通り。ただし、業務を限定するものではなく、プロポーザル実施によって契約を締結した事業者が企画提案した内容も踏まえ、協議の上決定する。

（1）改訂・蒲郡市観光ビジョン策定

蒲郡市の近年の観光の取り組みについて整理し、将来を見据えたビジョンに改訂する。

ア 現状分析

イ 方向性の再確認

ウ 意見の収集

エ アクションプランの見直し（KPIの見直しを含む）

（2）策定組織の運営支援

策定組織における資料の作成、会議録の作成及び会議運営にかかる助言を必要に応じて行う。

6 事業計画書及び実施報告書の提出

（1）契約締結後遅滞なく具体的な業務内容について蒲郡市と協議のうえ、事業計画書を作成して提出すること。

（2）委託業務完了後、実施報告書を作成し蒲郡市の検査を受けること。

- (3) 蒲郡市は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

7 成果物

業務完了後、市の指定する形式によりすみやかに提出すること。なお、本業務で得られた成果及び成果物の権利は全て蒲郡市へ帰属するものとする。

- (1) 改訂・蒲郡市観光まちづくりビジョン電子データ

- (2) 改訂・蒲郡市観光まちづくりビジョン

ア 本書 100冊

カラー印刷、A4版、約50頁

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行にあたり個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別される得るものをいう。）を取り扱う場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (5) 本業務において、委託費用内で追加の提案がある場合は、企画提案書に特記事項を記載して提案すること。